

議案第 4 5 号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」を「第 7 0 3 条の 5 」に、「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「 3 3 万円」に改める。

第 2 0 条の 2 第 2 項中「雇用保険受給者資格者証」を「雇用保険受給資格者証」に改める。

附則第 4 項中「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」を「第 7 0 3 条の 5 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。